

めぶきアセアンレポート

MEBUKI ASEAN REPORT

2018年 12月号

- ◇ 【 ベトナムハノイ通信 】～電子インボイス使用の義務化～ P. 1
- ◇ 【 インドネシア通信 】～移転価格文書化と税務調査の動向～ P. 3
- ◇ 【 アセアン駐在員コラム 】 P. 5
- ◇ 【 アセアン各国株式市場・為替情報 】2018年11月の動き P. 7
- ◇ 【 アセアン各国ニューストピックス 】 P. 8
- ◇ 【 アセアン・インド休日情報 】2018年11月～2019年2月 P. 9
- ◇ 【 めぶきアジアネットワークのご紹介 】 P. 10

常陽銀行シンガポール駐在員事務所

63 Market Street #11-03
Bank of Singapore Centre,
Singapore 048942
TEL:65-6225-6543

常陽銀行ハノイ駐在員事務所

5th Floor, Sun Red River,
23 Phan Chu Trinh Street,
Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam
TEL:84-24-3218-1668

足利銀行バンコク駐在員事務所

689, Bhiraj Tower at EmQuartier,
27th Floor, Room No.2714,
Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana,
Bangkok 10110, Thailand
TEL:66-2-261-2852

本レポートの内容につきましては、当行の信頼し得る先からの情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、信頼性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願い致します。

発行元：常陽銀行市場国際部



ベトナムハノイ通信～電子インボイス使用の義務化～

今回は、ベトナムで施行された「電子インボイス使用の義務化」についてレポートします。

1. はじめに

現在ベトナムにおいて、モノやサービスを提供する企業が納品書や請求書を発行する際、約 9 割の企業が紙のインボイス、約 1 割が電子インボイス（※）を使用しています。しかし、2018 年 9 月 12 日付で公布された「モノやサービス提供時の電子インボイスに関する政令」第 119/2018/ND-CP 号（以下、政令 119 号）により、モノやサービスの提供を行う全ての企業に対し、現在の紙のインボイスを廃止し、電子インボイスを作成することが義務付けられました。

※インボイス…販売した商品やサービスの品名、数量、金額などの明細を記載した書類。売り手が買い手に対して発行するもので、送り状・請求書・納品書などの役割を果たすもの。

2. 制度概要

(1) 施行日程

政令 119 号は 2018 年 11 月 1 日より施行となりました。ただし、政令 119 号の施行日以前に紙のインボイス使用を税務当局に届けている企業や、税務当局のインボイスを購入している企業、電子インボイスを発行するインフラ設備が整っていない企業等は、2020 年 10 月 31 日までは引き続き紙のインボイスを使用できることとなっています。

電子インボイス導入のためには、税務総局のウェブサイトから登録と届出をする必要があると規定されていますが、現時点では税務総局のウェブサイトに登録や届出を行えるページはなく、書面で税務総局に届け出る必要があります。

(2) 電子インボイスの使用対象

原則として、モノやサービスを提供する企業は、税務当局の認証コードが付いた電子インボイスを使用しなければなりません。しかし例外的に、電力、石油製品、郵便、運輸等の一部業種かつ電子インボイス作成のためのソフトウェアを有する企業（税法違反のリスクが高いと当局が認定する事業者を除く）は、税務当局の認証コードのないインボイスの使用が認められています。

(3) メリット・デメリット

① メリット

電子インボイスの導入により、インボイスに記載されている内容が全てデータ管理されることから、作成作業も容易になり、紛失や盗難、作成時の記入ミスが格段に減ることが期待されます。発行企業・受取企業双方で慣れるまでに時間が掛かるかもしれませんが、導入により事務作業の効率化は確実に図られるでしょう。

また、税務当局の立場から見ても、各企業の売上・経費といった財務情報を迅速に把握でき、より正確に税務申告違反等を発見できる利点があります。その点では、今後は企業側も、より正確な会計処理が求められます。

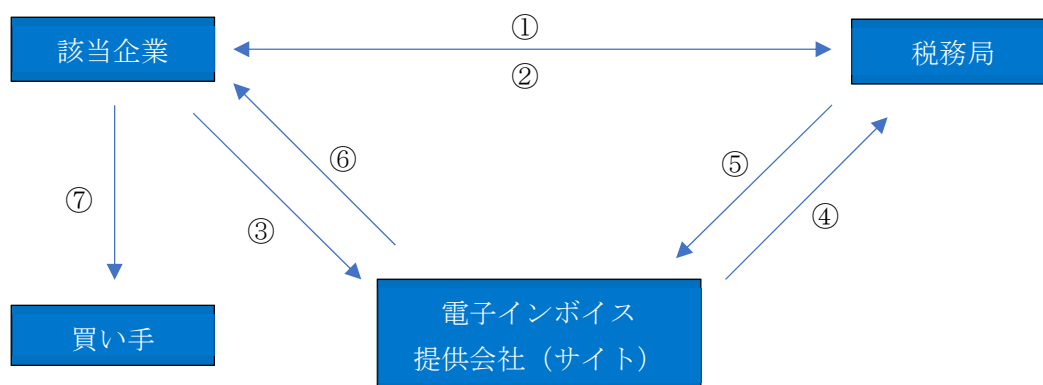
② デメリット

電子インボイスは、既に大企業を中心に 700 社近くが導入していますが、全ての企業に対して導入が義務化されたことで、導入初期段階では実務的な混乱が起きることも予想されます。

例えば、法令に準拠しないインボイスを使用した場合、付加価値税（VAT）や法人税（CIT）の損金処理といった税務面のメリットが否認されるケースも予想されます。こういったリスクを回避するためにも、早い段階での電子インボイス導入をおすすめします。

（４）電子インボイスの使用プロセス

電子インボイスは財務省で定められたフォーマットでの作成が義務付けられています。下の図は電子インボイス使用のプロセスになります。



- ① 該当企業は税務局のウェブサイト（または書面）で電子インボイスの使用申請を行います。
- ② 税務局は該当企業からの電子インボイス使用申請書を受領後、1 営業日以内に承認非承認の通知を行います。承認された場合、別途メールにて該当企業へ電子インボイス使用アカウントを通知します。
- ③ 該当企業は電子インボイス提供会社と契約を行い、インボイス提供会社のサイト、または購入したソフトウェアで電子インボイスを作成し、電子署名をします。
- ④ ③で作成されたインボイスは、電子インボイス提供会社のサイト、またはソフトウェアを通じて税務当局へ送付されます。
- ⑤⑥ 認証コード付きインボイスの場合、該当企業より依頼を受けた税務当局は認証コードを付与し該当企業へ返却します。
- ⑦ 認証コードが付与された電子インボイスを電子メール等で買い手へ送ります。

3. おわりに

今回の内容は、新聞、政令等を元に作成しておりますが、ベトナムの法規制は流動的なものも多く、実際に電子インボイスを導入される際は、専門家に都度ご相談されることをおすすめします。当事務所では、各種コンサルタント等のご紹介も可能です。今後も日々変わるベトナムの法規制について、お客様にお役立ていただけるような情報を調査し、報告してまいります。

以上

【常陽銀行ハノイ駐在員事務所 駐在員 安彦 秀紀】

インドネシア通信～移転価格文書化と税務調査の動向～

今月は、インドネシアにおける移転価格税制文書化の概要とインドネシア国税総局（以下、国税当局）による税務調査の動向についてレポートします。

1. はじめに

インドネシアでは国家予算の歳入の85%以上（2018年国家予算1,895兆ルピアのうち1,618兆ルピア）を税収に依存し、財源確保のために野心的な税収目標を掲げ税務執行を行っています。インドネシア政府は2016年12月30日付で移転価格文書化に関する財務大臣規定No. 213/PMK. 03/2016（以下、PMK213）を公布・施行し、2017年度の下半期から外資企業に対する大規模な移転価格課税を行っています。今後も重点課税領域として位置付けられている移転価格を中心に税務調査が執行されることが想定されます。今回は移転価格文書化規定の内容や最近の税務調査動向、その他の税制改正についてレポートします。

2. 移転価格税制に関する文書化の規定

PMK213は、移転価格の文書化として、①ローカルファイル、②マスターファイル、③国別報告書の作成を規定しており、概要は以下の通りです。（1ルピア=0.008円で算出）

	①ローカルファイル	②マスターファイル	③国別報告書
作成要件	<ul style="list-style-type: none"> 年間総収入500億ルピア（約4億円）を超える場合 有形資産の関連者間取引が200億ルピア（約1億6千万）を超える場合、もしくは無形資産の関連者間取引が50億ルピア（約4千万円）を超える場合 金額を問わず、インドネシアの法人税率25%よりも実行税率の低い国/地域に所在する関連者間取引がある場合 		<ul style="list-style-type: none"> 親会社の連結売上が11兆ルピア（約880億円）を超える場合
提出期限	税務年度終了後4ヶ月以内		税務年度終了後12ヶ月以内
作成者	インドネシア子会社		親会社
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の説明 関連者間取引と非関連者間取引の情報 財務情報等 価格の決定や利益率に影響を及ぼす事象等 	<ul style="list-style-type: none"> グループの組織図と資本関係 事業活動の概要 保有する無形資産の情報 親会社の連結財務情報と納税状況等 	<ul style="list-style-type: none"> グループの所得配分、支払税金 グループの事業活動の形態 現預金および金融資産以外の有形資産の情報等
使用言語	インドネシア語 ※英語で記帳が認められている場合、英語での作成可。（インドネシア語翻訳添付必須）		

移転価格文書の作成後は、法人税の税務申告書に「移転価格文書サマリー」を添付、原本は社内に保管し、税務当局の求めに応じてコピーを提出することになります。作成義務を怠り、移転価格文書サマリーを添付しない場合、国税当局は関連者間取引が独立企業間価格で行われていないと判断し、当局自らの基準で取引価格を算定します。この場合、高い利益率を持つ他社事例を引用し、その利益率になるように算定されるケースもあります。結果、課税所得が増え、納税額も増加することになるため注意が必要です。

3. 税務調査の動向と今後の税務調査

インドネシアの国税当局は税収確保のため、厳しい税務調査を行っています。在インドネシアの税務コンサル会社や税理士法人によると、PMK213以降、国税当局による税務調査で指摘される事案は、無形資産取引や役務提供に関するもので、関連会社への支払額を損金否認するケースが最も多くなっています。

また最近では、上記の個別取引の支払額の損金否認のみならず、当該関連者への支払いを関連会社に対する「みなし配当」として、配当源泉税を課すケースも発生しています。更に、個別取引に関する指摘に加え、税務調査の対象法人の営業利益率の水準と比較対象会社の営業利益率の水準を比較して課税する、取引単位営業利益法を用いた課税も急増しているようです。

移転価格の文書化により税務に関する透明性が高まることになります。今後は、国別報告書に記載された情報に基づき、利益配分の状況等が詳細に調査され、所得移転の疑義のある関連者間取引がある場合には、納税者の移転価格が独立企業間価格ではないとして国税当局が課税を試みるケースも増えてくるものと予想されています。

4. 積極的な税制改正

インドネシア政府は、その他の税制改正も積極的に取り組んでいます。その中でも日系企業への影響が大きいものとして、2017年4月1日付で公布された国税総局長令 PER07/PJ/2017及び国税総局長通達 SE10/PJ/2017が挙げられます。この規則及び通達では、税務調査が入る前に送られる税務調査開始時通知書と共に法人の代表者の召喚通知書が送付され、召喚通知書の日付から5営業日以内に代表者を召喚するというプロセスが規定されています。国税当局へ召喚の際、調査官との面談は音声及び映像で記録することも同規定及び通達で定められています。この召喚プロセスは法人だけではなく個人に対する税務調査にも適用され、召喚時の面談では召喚通知書に記載されている要求資料を持参し、以下の①～⑤の項目に対する説明を行うことを要求されます。

- | | | |
|---------|------------------------------|--------------|
| ①事業プロセス | ②帳簿管理や文書化を含む記録管理 | ③主要顧客・仕入先の情報 |
| ④特別な取引 | ⑤税務調査官の取得した情報との税務申告書の情報との整合性 | |

この召喚に応じなかった場合、欠席通知書が発行され、これをもって直ちに納税者の敷地内で税務調査に着手する権利も規定されています。更に納税者が税務調査に非協力的と見做された場合、税務犯罪行為の調査へ発展する可能性もあるため、税務当局による召喚および税務調査の対応は細心の注意を払う必要があります。

5. おわりに

上述の通り、インドネシアでは税務当局の執行能力や税務調査が強化されています。過去に税務調査や税務問題を経験していない日系企業でも、今後は税務問題に直面する可能性が高く、税務関係書類は事前にしっかり準備しておくことが重要です。インドネシア現地法人で各文書や納税手続きでご要望のある際は、現地の税務に特化したコンサル会社や税理士法人のご紹介も可能です。詳細については、お近く営業店または市場国際部までお問い合わせください。

以上

【バンクネガラインドネシア ジャカルタ駐在 五津 徳昭】

アセアン駐在員コラム

アセアン駐在員コラムでは、東南アジア各国で生活している駐在員や現地スタッフからの情報を毎月発信します。



【ベトナム】～ベトジェット（LCC）日本就航～

ベトナムの格安航空会社（LCC）の一つであるベトジェット・エアは、今年11月から日本との直行便を就航すると発表しました。ハノイ・ノイバイ国際空港～関西国際空港（2018年11月就航）ホーチミン・タンソンニャット国際空港～関西国際空港（2018年12月就航）、ハノイ・ノイバイ国際空港～成田国際空港（2019年1月就航）の計3便が就航の予定で、特に東京（成田）とハノイ（ノイバイ）を結ぶLCCの定期路線は初となります。日越双方からの観光客を含む入国者数は年々増加しており、今回の新規就航は今後の更なる増加が見込めるとの判断が背景にあるようです。「質」よりも「価格面」でのメリットにより、日越両国で双方からの若い旅行者が増えることを期待したいです。

（常陽銀行ハノイ駐在員事務所 現地スタッフ グエン ティ トウイ）

【ベトジェットの航空機】



【フィリピン】～日本車事情について～

フィリピンは地下鉄も路線バスもなく、公共交通機関が未発達です。ジプニーと呼ばれる小型バスか、トライシクル（側車バイク）、またはタクシーで移動するしかありません。そのため、経済成長とともに自家用車を購入する人が増えており、昨年自動車総販売台数は47万3,943台と、6年連続で史上最高の販売記録を更新しています。

新車販売では日本車が圧倒的に人気があり、国内販売シェアは1位のトヨタが38.5%、2位の三菱自動車が15%、3位の日産フィリピンが7.4%、第5位のホンダが7.0%と、日本勢が市場の70%近くを占めています。また、中古トラックについても日本からの輸入車が多く、日本語で大きく、「〇〇建設」や「〇〇水産」と書かれたトラックと遭遇することがよくあります。

（BDOユニバンク マニラ駐在 松本 晃佳）

【人気車種のトヨタ・フォーチュナー】





【タイ】～「ICONSIAM」がオープン～

2018年11月10日、バンコク市内に大型複合施設「ICONSIAM」がオープンしました。タイで最大の売場面積があり、日本の百貨店「高島屋」が出店していることで注目を集めています。施設内には、世界を代表するハイブランドが立ち並ぶ一方で、屋台や水上マーケットの様な店舗が並ぶエリアもあり、タイの雰囲気味わうことが出来ます。チャオプラヤ川沿いに位置しており、アクセスはバンコク市内スクンビットエリアからは車で約40分程度。最寄のBTS（高架鉄道）サパーンタクシン駅から運行されている無料のシャトルボートで行くのもおすすめです。

【ICONSIAMの店内の様子】



(足利銀行バンコク駐在員事務所 駐在員 塚本 修平)



【インドネシア】～日本食スーパー「パパイヤフレッシュギャラリー」～

日本人駐在員にとって欠かすことのできない日本食を取り扱うスーパーといえば「パパイヤフレッシュギャラリー」です。当スーパーはインドネシア国内に11店舗を展開しています。

【お弁当コーナーの様子】



品揃えも豊富で、日本から直輸入の生鮮食品や調味料のほか、日用品等数多く取り揃えられ、駐在員で賑わっています。値段は日本の3～5倍程度で販売されていますが、ジャカルタで日本食が手に入るスーパーは「パパイヤフレッシュギャラリー」のみなので大変重宝しています。

(バンクネガラインドネシア ジャカルタ駐在 五津 徳昭)



【シンガポール】～シェアサイクル事情について～

シンガポールのシェアサイクルは、2017年頃から浸透し、街中で自転車に乗る人々を見るようになりました。国民の健康増進、渋滞対策、環境問題への有効な手段であることから注目を浴び、急成長してきました。しかし、放置自転車の増加や駐輪マナー違反が社会問題となり、LTA(シンガポール陸上交通局)は、シェアサイクル会社への営業登録制度を制定し、自転車台数の規制や自転車の未返却者に対する罰則を定めました。マナーを守れば非常に利便性のあるシェアサイクルですので、お越しの際に利用してみたいはいかがでしょうか。

【街中の自転車の様子】



(常陽銀行シンガポール駐在員事務所 現地スタッフ 関 順)

アセアン各国株式市場・為替情報（11月）

アセアンの株式・為替市場の動向について（11月）

国	株式市場				為替市場			
	株価指数	月末株価	月間騰落額	月間騰落率	通貨単位	月末為替レート（円）	月間騰落額	月間騰落率
シンガポール	ST指数	3,117.61	98.81	3.27%	1シンガポールドル	82.74	1.22	1.50%
マレーシア	KLCI総合指数	1,679.86	▲29.41	▲1.72%	1リンギット	27.08	0.05	0.17%
タイ	SET指数	1,641.80	▲27.29	▲1.64%	1バーツ	3.44	0.03	0.94%
フィリピン	フィリピン総合指数	7,367.85	227.56	3.19%	1ペソ	2.16	0.05	2.17%
インドネシア	ジャカルタ総合指数	6,056.12	224.47	3.85%	100ルピア	0.79	0.05	6.66%
インド	SENSEX指数	36,194.30	1,752.25	5.09%	1ルピー	1.63	0.10	6.78%

出所：Bloomberg

【株式市場】

➤ シンガポール：米利上げ鈍化観測や貿易摩擦懸念後退で大幅反発

米株高で買い安心感が広がり上昇。資金流出懸念の後退と米中貿易摩擦の緩和期待が広がり続伸した。その後、米利上げ継続による資金流出や米株下落への嫌気、東南アジア諸国の経済成長減速懸念などから大幅下落した。月末には米株が大幅上昇した影響を受けて反発、シンガポール株価指数は続伸し、前月比3.27%で取引を終了した。

➤ マレーシア：株安、1MDBなど悪材料の影響で軟調な値動き

政府が2019年予算案を発表し、上昇基調で推移していたが世界的株安の影響で反落。7-9月期決算が減収減益となり続落したが、アンワル元副首相が与党連合の総裁に就任し一旦反発。その後はUAEの政府系投資会社が1MDBの汚職被害を巡る提訴を行い大幅反落し、マレーシア株価指数は前月比▲1.72%で取引を終了した。

➤ タイ：原油安や米株安で軟調も、利上げ観測の台頭で反発

18年の減収予想から一転、19年は15%超の増収へ転換する見通しを受け、底堅く推移していたが、米株大幅安を受けて下落。その後も原油安やバイオエタノール製造の商業化断念が発表され大幅続落した。下落後、利上げ実施観測から銀行株等広く買われ大幅反発したが、前月比▲1.64%で取引を終了。

➤ フィリピン：年初来安値更新後、利上げやインフラ事業を好感し反発

月初は、アヤラ・ランドの決算やGDP発表が市場予想を下回り下落した。13日に世界的株安の影響を受けて年初来安値を更新。その後、連続利上げの決定や、鉄道整備などのインフラ事業にODAを供与することに合意するなど外交強化を受け反発したものの、前月比▲3.19%で取引を終了した。

➤ インドネシア：6回目の利上げや経済政策パッケージの発表を好感

米中貿易関係の改善期待やタバコ税引き上げの見送りを好感し、8日かけて上昇。しかし、米金利先高観を嫌気し大幅反落した。その後、今年6回目の利上げ実施や、経済政策パッケージ第16弾の発表を好感し、緩やかに上昇に転じた。インドネシア株価指数は前月比3.85%で取引を終了した。

➤ インド：原油安を好感し上昇基調で推移

ルピー高や原油安、米長期金利低下を好感し上昇基調で推移した。米株安の影響で反落するも、経常赤字削減期待と米中貿易摩擦の緩和期待が浮上したことで反発。インドSENSEX指数は前月比5.09%で取引を終了した。

【常陽銀行シンガポール駐在員事務所 駐在員 関 貴弘】

アセアン各国ニューストピックス

◎経済

- シンガポール
 - ・日系企業の事業運営に懸念も 相次ぐ外国人雇用規制の強化 (11/1)
 - ・雇用法の改正案が国会通過、来年4月施行 (11/22)
 - ・EPとSパスの認可件数増減 (11/22)
- マレーシア
 - ・燃油補助導入へ、車齢や収入で対象は限定的 (11/5)
 - ・米中摩擦、マレーシアは大きな恩恵 (11/22)
 - ・19年のインフレ率2.7%に上昇、RMA予測 (11/26)
- タイ
 - ・中間選挙結果、識者は保護主義後退に期待 (11/9)
 - ・住宅ローンの新規制、実施は来年4月から (11/12)
 - ・今年の車生産、2百万台確実 国内好調で5年ぶり大台回復へ (11/21)
- インドネシア
 - ・投資規制分野、年内にも改正 産業界や有識者の間に賛否両論 (11/14)
 - ・政策パッケージ第16弾発表 税優遇・投資規制の緩和に重点 (11/19)
 - ・政府、来年初めにレジ袋削減の法律制定 (11/27)
- フィリピン
 - ・外資規制リスト改定、建設緩和も小売り維持 (11/5)
 - ・クラーク開発、日本の経験を スマートシティー実現へ働きかけ (11/23)
- ベトナム
 - ・上場企業、外資100%を原則承認=財務省案 (11/9)
 - ・国営の株式化、目標未達へ 土地関連の手続きが足かせに (11/27)

◎その他

- シンガポール
 - ・リー首相「総選挙は前倒しで来年実施も」 (11/8)
 - ・日本食品のネット販売促進 ジェトロ、ECサイトに初出店 (11/21)
 - ・ヘン氏が次期首相の最有力に 与党、書記長第1補佐に選任 (11/26)
- マレーシア
 - ・選挙権年齢引き下げ、政党側が受け入れ (11/2)
 - ・マレーシアのエアビーアンドビー成長率、東南アジアで首位 (11/28)
- タイ
 - ・サイアム高島屋が開業 「おもてなし」で富裕層取り込み (11/12)
 - ・東南アジア最大の機械展「メタレックス」が開幕 (11/22)
 - ・次期首相候補、スダラット氏が首位浮上 (11/27)
- インドネシア
 - ・バリ島の観光客に徴収金 1人10ドル、来年から計画 (11/23)
 - ・日本映画週間、来月7日から首都で36本上映 (11/28)
- フィリピン
 - ・地場ブランド売り込み、日本でイベント開催 (11/5)
 - ・新ボホール国際空港が開港 日本が152億円支援、能力倍増 (11/28)
- ベトナム
 - ・F1グランプリ、20年4月にハノイで開催 (11/8)
 - ・多様化が進む越の訪日市場 観光客の増加率、ASEAN最大 (11/13)
 - ・AKBの姉妹グループ「SG048」が発足 (11/19)

(出所：各種新聞、雑誌)

アセアン・インド休日情報

2018年12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2 MM	3	4	5 TH	6	7	8
9	10 TH CD	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 JP	24 PH	IN ID MM 25 SG MY PH	26	27	28	29
30 PH	31					

2019年1月

日	月	火	水	木	金	土
		PH IN VN CD 1 MY TH JP SG	2	3	4 MM	5
6	7 CD	8	9	10	11	12
13	14 JP	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26 ID
27	28	29	30	31		

2019年2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 VN	VN IN 5 MY SG PH MY SG VN	6	7 VN	8 VN	9 VN
10 ID	11 JP	12 MM	13	14	15	16
17	18	19 ID TH CD	20	21	22	23
24	25 PH	26	27	28		

※ナショナルホリデーのみ掲載
※祝祭日名省略

出典：ジェットロ各国情報等

JP	日本	MY	マレーシア	TH	タイ
SG	シンガポール	PH	フィリピン	VN	ベトナム
IN	インドネシア	MM	ミャンマー	ID	インド
CD	カンボジア				

めぶきFGアジアネットワーク

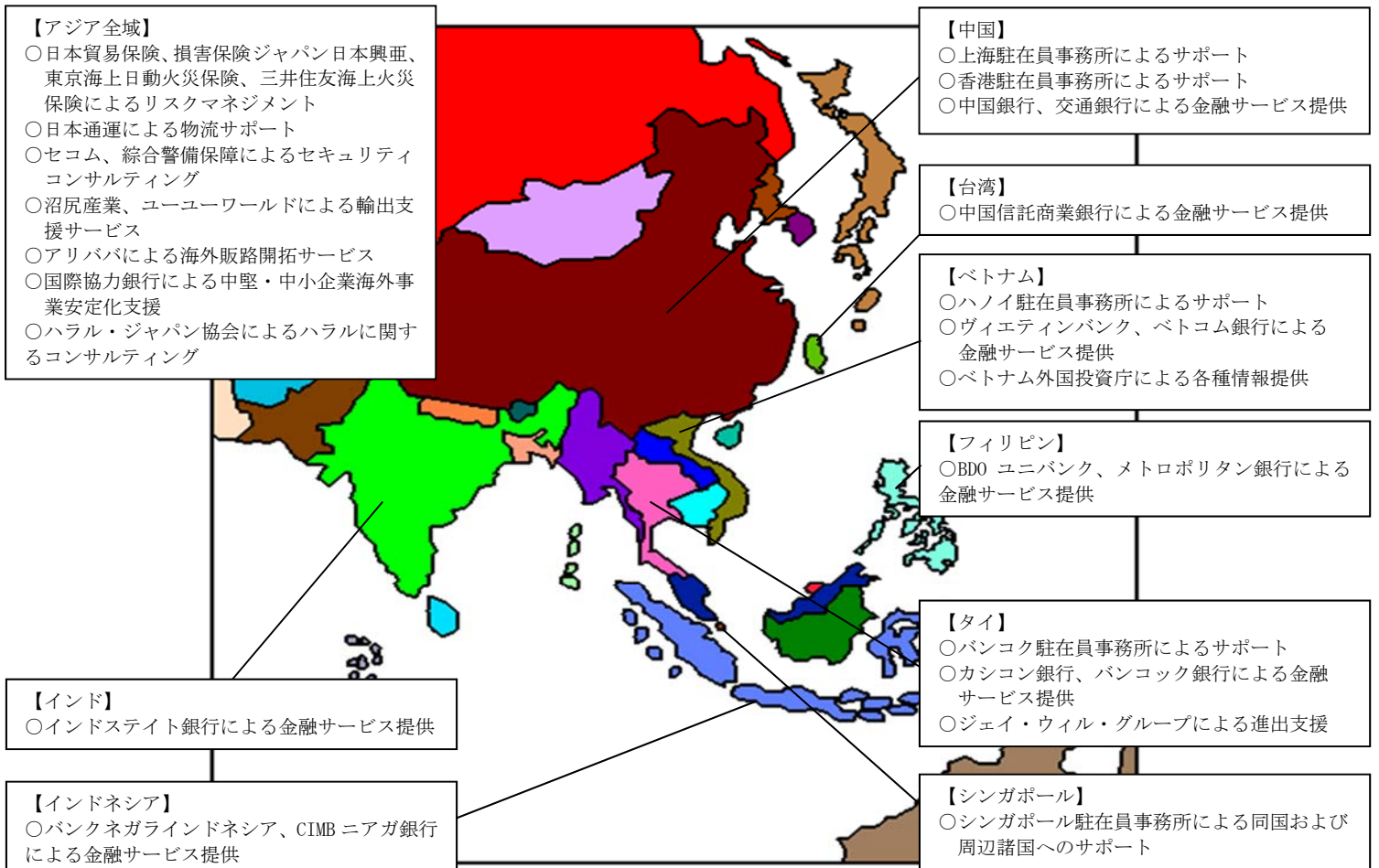
お客様の海外進出をサポートするため、様々な機関や外国銀行と業務提携を結び、支援体制の強化を進めています。

◎業務提携先一覧

提携先	常陽	足利	主な業務内容
中国銀行（中国）	●	●	中国国内情報の提供および各種金融サービスの提供
交通銀行（中国）	●		
中国信託商業銀行（台湾）	●		台湾情報の提供および各種金融サービスの提供
カシコン銀行（タイ）	●	●	タイ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
バンコック銀行（タイ）	●		
バンクネガラインドネシア （インドネシア）	●		インドネシア国内情報の提供および各種金融サービスの提供
CIMB ニアガ銀行 （インドネシア）		●	
ヴィエティンバンク （ベトナム）	●		ベトナム国内情報の提供および各種金融サービスの提供
ベトコム銀行（ベトナム）	●	●	
ベトナム外国投資庁 （ベトナム）	●		ベトナム関連セミナーの開催協力 ベトナム進出に関する各種支援、投資関連情報の提供
BDO ユニバンク（フィリピン）	●		フィリピン国内情報の提供および各種金融サービスの提供
メトロポリタン銀行 （フィリピン）		●	
インドステイト銀行 （インド）	●	●	インド国内情報の提供および各種金融サービスの提供
バナメックス（メキシコ）	●	●	メキシコ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
アグアスカリエンテス州政府ほか（メキシコ）	●	●	メキシコに関する現地市場調査 投資情報の提供
日本貿易振興機構（JETRO）	●	●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力機構（JICA）	●		途上国での海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力銀行（JBIC）	●		海外展開支援融資の提供
日本貿易保険（NEXI）	●	●	輸出取引を行う際の海外取引リスクに備える各種貿易保険の提供
中小企業基盤整備機構		●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
東京海上日動火災保険	●	●	海外リスク情報等の提供
損保ジャパン日本興亜	●	●	リスクマネジメントコンサルティングサービスの提供
三井住友海上火災保険	●	●	各種損害保険の提供
セコム	●		海外での安全システム・防犯危機商品の提供
総合警備保障	●		海外セキュリティーサービスの提供

◎めぶきFG海外駐在員事務所

常陽銀行シンガポール駐在員事務所	63 Market Street, #11-03 Bank of Singapore Centre Singapore 048942 TEL:+65-6225-6543
常陽銀行ハノイ駐在員事務所	5th Floor, Sun Red River, 23 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam TEL:+84-24-3218-1668
常陽銀行上海駐在員事務所	上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 1901 室 TEL:+86-21-6209-0258
常陽銀行ニューヨーク駐在員事務所	712 Fifth Avenue, 8th Floor, New York, NY 10019 TEL:+1-347-686-8420
足利銀行香港駐在員事務所	Suite 1601, 16th Floor, Tower 2, The Gateway, Harbour City, Kowloon, Hong Kong TEL:+852-2251-9475
足利銀行バンコク駐在員事務所	689, Bhiraj Tower at Emquartier, 27th Floor, Room No. 2714, Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana, Bangkok, Thailand 10110 TEL:+66-2-261-2852



めぶきFGイベント情報

【Mfair バンコク 2019 ものづくり商談会】

日 程	2019年6月19日（水）～21日（金）
開催国	タイ：バンコク
会 場	BITEC Hall 105
概 要	<p>製造業（タイでの部品調達、販路拡大を目的とする製造業企業）やソリューション企業（製造業企業にサービス、製品を提供する非製造業企業）を対象に商談会を開催いたします。大手製造業企業と直接商談できるバイヤーズエリアやタイ企業とのマッチングサポートがあり、新たなビジネスを創出するきっかけの場としてご利用いただけます。</p> <p>出展申込期間は2019年2月28日（木）までとなります。</p>
URL	http://www.mfairshow.com/
照会先	足利銀行 バンコク駐在員事務所 TEL +66-2-261-2852